

# 江東区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準

令和7年11月20日

7江総経第2448号

## (目的)

第1条 この基準は、工事請負契約条項第10条第4項に規定する現場代理人を兼任することができる場合について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (兼任することができる工事)

第2条 次の各号のすべてに該当し、区があらかじめ認める場合は、合計で2件まで現場代理人を兼任することができる。

- (1) 区が発注する工事であること
  - (2) 施工場所が区の管内であること
  - (3) 施工場所が複数箇所に及ぶ工事でないこと
  - (4) 受注者は区内に本店又は支店若しくは営業所がある事業者であること
  - (5) 予定価格が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事であること
  - (6) 監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること
  - (7) 監督員の求めにより、工事現場に速やかに向かう等の対応を取れること
  - (8) 工事請負契約条項第10条第3項に規定する場合を除き、必ずいずれかの工事現場に駐在すること
- 2 前項の規定にかかわらず、単価契約の工事は、前項に掲げる他の工事の現場代理人と兼任することができるものとし、合計件数に含めないものとする。
- 3 第1項第6号から第8号までに掲げる事項について、区が要件を満たしていないと判断した場合は、受注者は速やかに新たな現場代理人を配置しなくてはならない。

## (手続き)

第3条 現場代理人の兼任を希望する者は、監督員に現場代理人兼任届（別記第1号様式）を提出することとする。

## 附 則

この規程は、令和8年3月1日以後に入札の公告又は入札事項の通知を行う契約について適用する。